

第26回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成25年3月5日（火）午後2時

2 開催場所

裁判所大会議室，法廷等

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 刑事裁判傍聴

法廷において刑事裁判を傍聴した。

(2) 前回提案された民事受付窓口における調査結果の説明

別紙第2のとおり

(3) 今回のテーマ（裁判傍聴について）に関する意見交換

別紙第3のとおり

【要旨】

本日傍聴した刑事裁判に関して感想，質問，意見等が述べられ，裁判傍聴全般について意見交換がされた。

① 法廷での審理時間，開廷中の傍聴人の退席について・・・5ページ

② 証人が証言する際の顔の向きについて・・・6ページ

③ 情状酌量について・・・8ページ

④ 法廷内のレイアウト，関係者の着席位置等について・・・9ページ

⑤ 裁判員の服装等について・・・11ページ

⑥ 被害者の審理への関与について・・・12ページ

⑦ 傍聴人に分かりやすい表示について・・・14ページ

⑧ 傍聴と守秘義務について・・・15ページ

⑨ 開延表等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ

(4) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(5) 次回期日

平成25年7月2日(火) 午前9時50分

(別紙第1)

出席者

委員	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	小	川	隆	正
同	下	野	恭	裕
同	鈴	木	克	道
同	富	田	隆一	郎
同	中	野		惇
同	野々	上	友	之
同	平	松	敏	男
同	増	井	哲	哉
同	宮	本	英	子
同	山	下	裕	之

(五十音順)

(別紙第2)

《前回提案された民事受付窓口における調査結果の説明》

【事務担当者】

岡山簡易裁判所の民事受付窓口で約3か月間、来庁者の方に、どのような機関等を経由して裁判所に来られたかなどの調査をしました。その結果は席上に配布している資料のとおりです。

1は、来庁者が裁判所に来られる前にどのような機関等に行かれたかというものです。弁護士関係がかなり多くおられました。以下、法テラス、警察、労働関係で労働局や労働基準監督署、消費生活センターといった順になっています。

2は、裁判所に来られて手続案内をした後に、案内をした機関がどこかというものです。これも弁護士や法テラスを案内することが多いようです。

この結果を活用して、今後の関係機関との連携の在り方を検討していきたいと考えています。

【委員長】

以上の調査結果について、何か御意見等がありますか。

[特になし]

(別紙第3)

《今回のテーマ（裁判傍聴について）に関する意見交換》

※傍聴した刑事裁判の担当裁判官が同席した。

【委員長】

先ほど傍聴しました刑事事件について、感想等がありましたらお願いします。

① 法廷での審理時間、開廷中の傍聴人の退席について

【A委員】

2点、教えていただけたらと思います。1点目は、先ほどの裁判は、他のいろいろな案件と比べて長い方でしょうか。それとも短い方でしょうか。

2点目は、一旦傍聴席に座ると、大体退席というのはいできないのでしょうか。

【B委員】

長いか短いかという点ですが、先ほどは1時間かかりました。今日の手続でどこまで終わったかという点、次回は裁判官が被告人に対して、懲役何年かという判決を宣告する手続だけが残っています。そこまでで1時間であれば、私の感想ではほぼ標準的だと思います。

それから、途中で退席する、つまり、傍聴席に座っていて、外に出たり入ったりするという点については、自由です。ただし、法廷ですので、余りむやみに又は意図的に出入りされると、担当している裁判官がそれなりの注意をすることはあると思います。

【委員長】

今日の裁判を担当された裁判官から、時間等について感想を頂けますか。

【担当裁判官】

時間の点ですが、岡山では、被告人が自白している事件、つまり、自分が罪を犯した点について争っていない事件については、大体40分単位で事件を進めておまして、40分の中で検察官の立証、弁護人の立証を行い、その次の期日に判決というふうにしています。庁によっては50分としているところ

もあります。

今日の事件については、その後に裁判が入っていなかったこともありましたが、弁護人の方が丁寧にされていましたので、ちょっと延びたということでしたが、標準的な感じかなと思っています。

② 証人が証言する際の顔の向きについて

【C委員】

今日の傍聴は、個人的には大変興味深かったです。一つ聞きたいことは、今日は証人がいろいろと話をされたのですが、検察官が証人に質問をして、それに対して、証人が検察官を見て答えていたら、検察官は「前を向いてください。」と言いました。あれはなぜなのだろうかと非常に気になりましたので、教えていただけたらと思います。

【担当裁判官】

裁判官は、証人が話している表情とか態度とかも見ていますので、顔を向けていただいた方が分かりやすいということがあり、そういう点で検察官が「前を向いてください。」と言ってくださったということになります。

自白事件ですと、そこまであまり問題になることはないのですが、例えば被告人が争っている事件で、証人尋問を行ったりするときには、証人がうそをついていないかなど、表情も見たりしますので、そういう点で意味があるということですね。

【B委員】

各委員は、今の担当裁判官の説明は納得のいくものですか。

【C委員】

そう言われれば分かりますが、ものを聞かれた人間の心理として、そちらを向くのはごく当然のことなので、それをあえて直しているというところがすごく気になったので、質問させていただきました。

【B委員】

私もそうだと思います。アメリカの法廷では、証人は、少なくとも証人席から裁判官の方に向かってではなく、質問をする人に向かってしゃべっていますよね。それは、C委員がおっしゃったとおり、人間というのは、質問をする側に向かってしゃべるのが当たり前で、裁判官の方を向いてというのは、ものすごく違和感があると思います。

では、どうすればいいのかというと、質問者が前に出て、裁判官と並ぶということになるのでしょうか。ただ、日本の裁判は、明治以来あの形でやっています。もちろん今日ここに来られている弁護士の委員も、裁判所に協力していただいているのですが、それには、今、担当裁判官が言ったような裁判官の側の要求があるのです。

だから、弁護士は、「私が質問をしますけど、前を向いて答えてください。」とおっしゃいますが、どうしても質問される側に向かってしゃべられる方がいらっしやいます。でも、私の場合は、「もうそのままでいいですよ。」と言います。無理やりこっちに向いてくださいというのは、個人的な意見ですが、裁判所の都合なのだろうと思っています。

【D委員】

今、B委員が言われたことに同感なんですけど、多少検察官とか弁護士の方に向いても、表情は分かるのではないかと思います。この点、担当裁判官にどんな感じか聞いてみたいのですが。

【担当裁判官】

おっしゃるとおりです。私からは、「前を向いて話してください。」とはほとんど言いません。むしろ当事者の方、検察官なり弁護士が言ってくださいます。裁判官からは言わなくても、座っていれば顔が見えるということが多いわけです。それと、裁判所側の事情としては、目の前にマイクが置いてあります。横を向いて証人が話すと、マイクが音を拾えないという技術的な面もあります。

【委員長】

裁判員裁判のときには、裁判員の方に向けて話すという実務なのでしょうか。

【担当裁判官】

裁判員裁判の場合は、前にずらっと裁判官と裁判員が並びますので、「前の方を向いてください。」とすることが多いかなと思います。

検察官や弁護士の方で工夫をしてくださって、横から聞くのではなくて、ちょっと前の方に出て質問をされる方もいらっしゃいます。そうすると自然に前を向きますので、証人もやりやすいということもあります。

【B委員】

弁護団が4人くらいいる事件では、証人尋問になった場合に、法壇に近い方から順番に聞かれていったりすると、最後の方は、証人は後ろから聞かれることとなります。横からでも相当きついのには、後ろから聞かれて前に向かってしゃべるといというのは、これはほとんど人間にはできないことなので、恐らくそういった場合は、今、担当裁判官が言ったように、質問者に対して、「前に行ってもらえませんか。斜め前から聞いてもらえませんか。」と裁判官は言うのではないかと思います。そのくらいの配慮はしております。

③ 情状酌量について

【E委員】

今回の事件は、自白もされていますし、事実については、ほとんど争うことはなくて、ほとんどが情状酌量の余地があるかどうかというところで進行していたと思うのですが、情状酌量というのは、判決にどの程度影響するものでしょうか。

【担当裁判官】

懲役何年になるかと決めるときには、行った行為の重さがどれぐらいかとか、その他もろもろの事情を考慮するのですが、基本的には、その人がどういう行為をしたか、それに基づいてどういう結果が生じたかという、行った行為の結果責任が問われます。それに加えて、例えば家族の人が待っているとか、罪を

犯した後十分反省しているとか、そういう事情を考慮します。

今回の件で言えば、謝罪文を書いているとか、被害者の人に対して申し訳ないと言っているとか、そういう事情があるのですが、全体を考慮して決めますので、一概には言いにくいところがあります。例えば、今回は証人が被告人を監督しますと言っている、証人の子供を被告人が養っていかなければいけないという事情もありますが、そういう事情もちろん考慮します。どれくらいかと言われると、お答えしづらいのですが、量刑を決めるに当たってとても重要なことであるのは間違いありません。

④ 法廷内のレイアウト、関係者の着席位置等について

【F 委員】

今日、一番前の列で見たのですが、傍聴席の前の柵の幅もちょっと広いし、被告人と目が合って、何かちょっと怖かったですよね。もう少し柵の間の幅を狭くするとか、柵を高くするとかいうわけにはいかないのでしょうか。

【委員長】

今日見た法廷は、ほかの法廷と全く同じようなレイアウトなのでしょうか。

【担当裁判官】

全国的にも今日の法廷のようなのが多いかなと思います。裁判員裁判をする法廷は、裁判官と裁判員を合わせて9人が座りますので、もっと横に広くなりますが、裁判官1人の単独事件については、今日見ていただいた法廷のサイズや配置が一般的ですね。

被告人が怖かったということですが、被告人の両サイドに、警察署や拘置所の職員がいて、万が一のときには、あの人たちが押さえるので大丈夫です。

【B 委員】

柵のすぐ前にある長椅子に被告人が座ると、傍聴人とは目は合わないのですが、その方が傍聴席の人から見るといいのでしょうか。

【F 委員】

そうですね。強いて言えば、柵の前の長椅子をちょっと柵から前に離していただいたらいいと思います

【B委員】

そういう時代もありましたが、恐らく今はないだろうと思います。裁判員裁判が始まってからなくなったのではないかと思います。恐らく戦前の日本は、必ずそういう座り方をさせていました。それは被告人というのは、裁判官に裁かれる方だからということです。今のようになったのは、恐らく弁護士と被告人とが、あのようにならぶに座った方が打合せもしやすいからです。つまり、検察官と被告人は裁判の当事者で、対面に座った方が、より平等、公平であろうということで、特に裁判員裁判が始まったら、やはりそういうふうに座るべきだという考え方から、そうなったのだと思います。

【G委員】

裁判員裁判が始まる前といいますか、私が弁護士になった頃は、必ず被告人は裁判官の正面に座っていました。大阪で大きな事件があったときに、被告人が四、五人いたのですが、それが裁判官の正面の柵の前に並んでいると、傍聴席にいる遺族の方が被告人に手を出したり、すごい罵声を浴びせたりして、途中から裁判長に被告人が座る位置を変えてもらったことがあるのです。それから後、それが広まったのかどうかは分かりませんが、弁護人の席の前に被告人が座るようになったと思います。先ほどB委員が言われたように、何かあったときに、「今のはどうか。」と言ってすぐに聞けますので、非常にやりやすいですよ。

【B委員】

東京地裁で、被告人は裁かれる対象ではなくて、刑事裁判については当事者であり、検察官と対等な立場なのだから、弁護人の前に座るべきだということを唱えた弁護士がいて、多分昭和40年代から東京ではそれをずっとやっています。ただ、地方の裁判所はやっていなかったと思います。裁判員裁判が導入

されるに当たって、多分それに合わせたというのが私見です。

【H委員】

先日、裁判員裁判を傍聴しまして、そのときに被告人が何かメモを取っていて、それを自分の弁護士に渡していました、あれはいいのかなという疑問があったのですが、どうなのでしょう。

【担当裁判官】

今日の被告人は、そういうことはしませんでした。熱心な方は、ノートとペンを持ち込んで書いています。

弁護士に聞いてほしい、質問してほしいことがあったら、弁護士に渡して、「これをちょっと疑問に思うので聞いてください。」と言う被告人もいますし、裁判所としても、事前にそういう熱心にメモを取りたい被告人という情報があれば、例えば机を用意したりするということも考えています。私の感覚としては、そのぐらいはいいのではないのかなと思います。自分の権利を行使するために一生懸命やっていると捉えていただいた方がいいかなと思っています。

⑤ 裁判員の服装等について

【H委員】

先日、団体で裁判員裁判を傍聴したのですが、裁判官は黒い服を着ておられたのに、裁判員は普段着のまま来られているような感じだったりとか、頬づえをついたりとか、いろいろな格好をされていて、ラフな感じも受けましたので、いかがなものかという話が傍聴した後で出ました。裁判員に選ばれた方の服装について、裁判所から説明をして、何とかならないのかなというような意見がありました。たまたま私たちが傍聴したのがそうだったのかもしれませんが、裁判官は黒い服を着ていらっしゃるけれども、裁判員も色を変えてでも何か羽織るようなものがあつた方が、見苦しくないという意見もありました。

【委員長】

裁判員の服装については、何か決まっているのでしょうか。

【担当裁判官】

特にはありません。華美でなければということで、いつもの格好で来てくださいと言っています。国民の方に参加していただくということですので、日常のまま来ていただくということで十分かなと裁判所としては対応してきています。導入の際には、裁判員の皆さんにも法服を配るのかどうかという議論は一応ありましたが、結局は、国民の方にはいつもどおりの服でということをやっています。

【I 委員】

今の話に関連してですが、例えば裁判員に選ばれた方に対して、こういうことはやめてくださいとか、何か注意をされるということはあるのでしょうか。具体的には、例えば法廷に入ったら、飲み物を飲んだりしないでほしいとか、あるいはガムをかまないでほしいとか、何かそういう具体的な注意事項というのは、裁判所から出されるのでしょうか。

【委員長】

傍聴人が余り激しい行動をすると、裁判長がいさめたりするというお話が先ほど少し出たと思うのですが、裁判員の方が少しマナー違反のような様子が見られたとき、何か指揮権等を発動したりされるのでしょうか。

【担当裁判官】

まず、飲み物とガム等については、法廷に持ち込まないようにということは、事前に説明しているようです。

他に、例えば、少し予定よりも証人の話が長くなって、30分の予定が1時間になってきて、裁判員の方が疲れてきているなどか、集中力が切れてきたなというときには、裁判長の判断で、柔軟に休廷するということはあると思います。

⑥ 被害者の審理への関与について

【J 委員】

事件が12月に起きて、1月に逮捕されて、その2か月後ぐらいの今日に裁判があって、来週判決ということで、思ったよりスピードが早いというのが正直な感想でした。

それから、怖いという話がありましたが、私もちょっとだけ怖かったというのがあります。柵が思ったより低いなとか、私の隣に座った傍聴人がもし武器を持っていたらどうしようとか、どんな事件で、どんな被告人かが分からなかったものですから、やはり初めての人は、ちょっとびびるかなというのは、正直な感想として思いました。

それと、検察官と弁護人のやりとりでだんだん話が分かってきたのですが、証人が一人出られましたけれども、その他に、被害を訴えられている方は、登場されなくていいのかなとか思いました。

【委員長】

被害者の方の本件事件への関与についての御質問だと思いますが、御説明いただけますか。

【担当裁判官】

今回は、被害者の方の話というのは、書類では出ています。その書類を取り調べて証拠となっているのですが、例えば弁護人が、被告人と打合せをして、「その日に会いに行く約束をしたかどうか。」という点について重要だと考えて、被害者本人に直接法廷で聞かなければいけないと思った場合には、その被害者の話が書かれた書類を証拠として使わないでくださいという意見を言った上で、被害者を証人として呼ぶということはありません。その場合には、被害者に出廷してもらって、証人尋問をやって、「そういった約束はしていたのですか。」というのを確認するということになります。

ただ、今回の場合には、弁護人は、被害者を呼んで話を聞くまでの必要はないと判断されて、被害者の話が書かれた書類、供述調書といいますが、それを証拠とすることに同意したのだと思います。

【D委員】

今のJ委員の質問の件ですが、被害者について被害者参加制度というのがあります。被害者に弁護士が付くことが今はできるようになっています。被害者が怖くて出頭できないという場合もありますので、その人に代わって、代理人として法廷に出て、意見を言うということは、最近非常に盛んになっております。事件によってはいい制度ではないかと思っています。

⑦ 傍聴人に分かりやすい表示について

【C委員】

検察官の横の方に5人くらいの方が座っていましたが、あの方たちは何をされている方なのかを教えてください。

【担当裁判官】

司法修習生です。将来、検察官、弁護士、裁判官になる人に今研修をしてもらっています。傍聴席で見てもらってもいいのですが、できれば当事者や被告人の表情を見てもらいたいということで、あのような場所に座らせています。

【B委員】

「司法修習生」という表示を置かないのですか。以前は置いていましたよね。

【担当裁判官】

私が司法修習生の頃も置いてありましたので、考えてみたいと思います。

【D委員】

先ほど、公開の法廷なので出入り自由とB委員が言われましたが、そういうことはどこにも書いてありませんね。法廷に入るときも。そういうことも書いてあげると、傍聴に来た人も非常に楽なのではないかなと思いました。何か工夫をしていただけたらと思っています。

【委員長】

法廷は公開だということで出入り自由だということろまで、文書化するかどうかは別にしまして、確かにアナウンス等が一般的にあったら、より傍聴がし

やすいかなということを私自身も感じました。

それと、司法修習生の件ですが、一般的に見たら、「誰だろう。」ということなので、何か工夫をしていただけたらと、一般的な要望として述べさせていただきます。

⑧ 傍聴と守秘義務について

【J 委員】

個人情報といいますか、例えば今日知り得た情報について、守秘義務がありますよってどなたからも言われていないんですが、これは、職場に帰ってべらべらしゃべったらまずいだろうなどは当然思うのです。つまり、事件の関係者の名前や生年月日が出たり、前科が出たりしますが、傍聴人の守秘義務についてはどう考えたらいいのでしょうか。

【担当裁判官】

守秘義務はありません。例えば被告人の名前を書いて、前科はこうだとかいうようなビラをまくとかいうことをやるとまた別の問題なのですが、御家族に話されても全然問題はありません。

なぜかと言いますと、公開の法廷で、誰でも出入り自由という中で裁判をやっていますので、別に問題はありません。

【J 委員】

映像とかカメラが入ることはだめですよ。正直なところ、ちょっとギャップを感じるというか、おっしゃられていることで、裁判所は違うということは分かるのですが、何となく今の世の中、ちょっとしたことでも個人情報として全部隠すという時代になっているだけに、変な言い方すると違和感をちょっと感じてしまいますね。

【担当裁判官】

補足しますと、裁判を公開の法廷で行うことによって、きちんとやっていますよというのを国民に見ていただくのが重要だということです。

また、例えば、性犯罪ですと、被害者の方の名誉とかがすごく重要になってきますので、そういう場合には、被害者の方の名前や住所を出さないようにという、被害者の特定事項を秘匿するという決定をしたりします。さらに、秘匿決定はしないまでも、検察官、弁護人の方で、例えば被告人の共犯者が少年であったりすると、少年の名前は出さないように、協力していただいたりしています。

【委員長】

その名前を出さないというのは、傍聴をしているときにも名前が出てこないということですね。検察官、弁護人からその名前が出ないと。ですから、法廷で聞いている情報は、傍聴人は自由に他の場で発言しても構わないということだと思います。

【D委員】

私の担当している強姦の事件では、秘匿決定が出ていまして、名前は「被害女性」とかそういうことでやられているんですね。だから、法廷でも一切出ないようになっています。

⑨ 開廷表等について

【委員長】

裁判傍聴の前に、施設のアクセスの表示等について案内していただきましたが、その点について、何か御意見、感想等がありますか。

【E委員】

開廷表を見せていただきましたが、あれは、本日開廷されるものが載っているということですね。今日の裁判で、判決が1週間後の11時半からということが言い渡されましたが、その情報は、開廷日までは、どこにも出てこないものなのでしょうか。

【事務担当者】

一般の方が誰でも見られるのは当日だけということになります。

【E委員】

一般の方にとっては、当日に来てみないことには、分からないということですね。今日の裁判を傍聴されていない方は、次にいつ判決が、あるいは、いつこの方の次の開廷があるかというのは分からないということなのですね。

【事務担当者】

電話等で問合せがあれば、事件の特定がされている場合は、お答えしています。

【B委員】

守衛の横に、今日はこういう事件がありますという開廷表の綴りがありました。あれを見て、例えば私がもし法律の関係者でなかったらと思うのですが、民事事件も刑事事件も簡易裁判所の事件も全部一緒になっています。そもそも何をしに裁判所に来たのかということにもよるのでしょうか、刑事事件と民事事件とはどう違うのかとか、簡易裁判所の事件と地方裁判所の事件とはどう違うのかということは、多分普通の方はすぐには理解されていないと思うのです。全部をまとめて1冊の綴りにしてあっても全然構わないのか、皆さんはどう思いますか。

裁判って何をやっているのだらうと思って来られた方が、今日はどんな事件がありますかと聞いて、あの綴りを見せられて、私が傍聴を望んでいるのは何なんだろうと、そこから見つけるというのはかなり難しいことかなとちょっと思います。

【H委員】

その件ですが、私の知り合いの方が、民事だったと思うのですが、傍聴に来られて、北口の玄関で聞いても法廷が分からずにその辺でうろうろしていて、その後、正面玄関で聞いても分からないということで、私に電話がかかってきました。私が裁判所の近くにおりましたので、すぐに裁判所に来まして、正面玄関の受付に言いましたら、守衛の方がどうぞと言って綴りを見せてください

ました。見てみたらやはり一番下に探していた裁判があったのですが、御自身も次の予定があったので、結局傍聴せずに帰られたということがありました。やはり、どういう事件ですかと聞いていただくとか、刑事と民事とで分けていた方がいいのではないかなと、そのときには思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務担当者】

一応、民事とか刑事とかというインデックスは付けているのですが、確かに、全部で一冊になっていますので、別冊になっているよりも探しにくいということはあるかと思います。

それから、守衛が常駐していますので、守衛に聞いて全部分かればその場でお答えできるのですが、お聞きした情報だけでは探せない場合もありますので、そのような場合には、実際に担当している刑事部なり民事部なりに御案内して、そちらで職員が検索をして、ここですよという御案内をするということは、日常的にやっていると聞いています。

H委員が言われたケースがどういう状況だったのかはよく分かりませんが、できるだけお手伝いといえますか、探し方を御説明するようにと指導はしているところです。

【委員長】

守衛の方が積極的に声掛けをするという対応なのでしょうか。それとも、黙って聞かれるまでは守衛からは声掛けをしないという対応なのでしょうか。

【事務担当者】

そこは、決まりがあるわけではありませんので、状況を見ながら、お困りの様子であれば、こちらから積極的に声を掛けるように心掛けているとは聞いています。そのように指導もしているところです。

【D委員】

今の点ですが、少し前に、私は、守衛の方が2人でただ座っているだけなの

は問題ではないかと言いまして、その後、裁判所には大分改善していただきまして、1人は庁舎内を回って、困っている人に声を掛けるとかしていただいているようですけれども、守衛のところにある開廷表一覧は何のためにあるのかなというのが一つ問題だと思うのです。傍聴する方のためにあるというよりも、自分の事件がどこにあるかというように、関係者のためにあるのかなと思っていたのですが、あれは何のために作られたのかをお聞きしたいと思います。

【事務担当者】

傍聴の方にも、事件関係者の方にも見ていただくという、その両方を兼ねて、恐らくどこの裁判所もそういう目的で置いていると思っています。

【D委員】

そういう点では、他の裁判所は、もう少し声を掛けてくれるのかなと思いました。依頼者などから聞いても、他の裁判所よりも何かちょっと冷たいような感じを受けるということを知るので、もう少し声を掛けてくれるなど改善されてもいいように思いました。

(別紙第4)

《次回テーマに関する意見交換》

【委員長】

次回のテーマですが、何かこのようなテーマを取り上げたらという御提案等がありましたら、お願いします。

【D委員】

前回申し上げたのですが、民事事件について取り上げていただきたいと思えます。今日は、刑事事件で非常に分かりやすかったのですが、民事事件は1回の期日に10件とか、少なくとも数件は入っていて、何をやっているのか分からないという面がありますので、ちょうどいい機会ですので、刑事事件の後に、民事事件の弁論をどのようにやっているかというのを皆さんに知っていただいて、それを比較してみたらどうかなと思います。30分くらい見ていただいて、果たして分かるのかどうか。私どもも依頼者によく言われますので、民事裁判はこういうものだよというのを理解していただくように、裁判所がそういう工夫をしていただいたらいいのではないかと、私はそういう意見を持っています。

【委員長】

今、D委員から民事裁判の手続が一体どのように行われているのかということとを一般の市民の目から、確認というか問題点を指摘していただくという趣旨で、民事裁判の弁論の傍聴をしてはどうかという御意見だったのですが、それにつきまして何か御意見はありますか。

【B委員】

D委員が言われることの意味はよく分かるのですが、いかに分からないかということを知るために傍聴するというのは、これまでのアクセスの話と違うような気がします。ただ、今日のところで、法廷まではたどり着きました。法廷の中のことについても今日御議論がありました。それで、もう一つ、今日の刑

事事件とは類型の違うことが法廷の中で行われているから、それを今度は傍聴するというのは、順番としてはいいと思います。民事の場合には、もともと分かりにくいという面があって、なぜ分かりにくいのかとか、ああいうやりとりをしていて、本当に民事裁判としてきちんと機能しているのかとか、そういう議論なら意味があり、おもしろいと思います。

なぜ民事と刑事の手続がこんなに違うんだということも含めて、委員の皆さんに御意見を伺うというようなことならいいのかもしれませんが。もしやるのであれば、前置きの言っておきますが、民事裁判では委員の方々に傍聴してもらうことができない弁論準備手続という非常に重要な手続が行われています。その手続が、民事裁判においてどういう役割を果たしていて、なぜ傍聴できないのかとかいうことを皆さんに御理解していただくと、民事裁判と刑事裁判の手続が、なぜこういうふうに違っているのかということにもなるのかもしれませんが。

一方で、別のテーマとして、裁判所を利用しようという方が裁判所に来られたときに、裁判所の窓口はどういう対応をしているのかとか、あるいはその対応をするための道具などがきちんとそろっているのかどうなのかということについて、委員の方々に見てもらうというのも、これまでのアクセスについての話の続きとしては重要だろうというふうに思います。

【委員長】

民事裁判というテーマですと、これまでのアクセスの点から少し外れて、新しいテーマということになるかと思います。また、アクセスの点の流れでいきますと、受付の実際の状況等々の議論になっていくかと思います。

大きく二つのテーマを挙げていただきましたが、民事裁判が市民から見ていかに分かりわかりにくい手続かということを理解すること、そして裁判傍聴とか民事裁判手続の一般的な流れの説明等を踏まえて行うテーマの方について、何か質問や意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【委員長】

それでは，D委員から以前より御提案を頂いているテーマとして，民事傍聴を含めた民事裁判手続を次回テーマとして取り上げるという方向で調整したいと思います。